



防犯ふくおか

発行編集

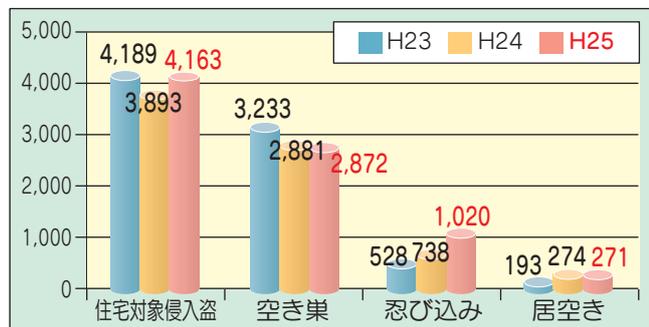
公益社団法人 福岡県防犯協会連合会

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部内
TEL 092(633)3221
ホームページ <http://www.fukuboren.com/>
印 刷 白木メディア株式会社
TEL 092(623)8355

**警戒!! 忍込みが多発しています!
カギのかけ忘れしていませんか?**

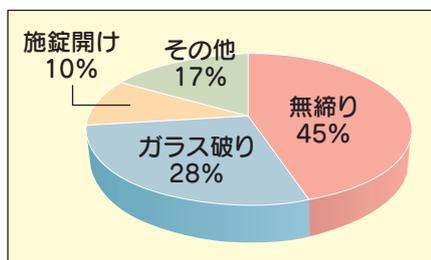
県内の住宅対象侵入窃盗の発生実態(平成25年中)

昨年の住宅対象侵入窃盗は、4,163件で前年に比べ270件(約7%)増加しています。内訳では、空き巣は2,872件(前年比-9件)、居空きは271件(前年比-3件)と減少していますが、**忍込みは、1,020件で前年に比べ282件(約38.2%)増加**しています。これから、夏場に向け多発することが予想されます。カギのかけ忘れのないよう、また、丈夫なカギを取り付けるなど、日ごろから防犯対策に取り組みましょう。



【侵入手段】

玄関や窓等の「無締り」が全体の約45%で、「ガラス破り」が約28%、「施錠開け」が約10%を占めています。



第一薬科大学 和田有加さんの作品

あなたの家は大丈夫ですか?

～防犯上のチェックポイント～

- ★ゴミ出しや短時間の外出でも、必ずカギをかける習慣をつけましょう。
- ★錠前は防犯性能の高いものを取り付けるとともに、玄関や窓等には主錠の他に補助錠を取り付けましょう。
- ★風呂場やトイレの窓、ベランダのガラス戸なども忘れずに戸締りをしましょう。
- ★防犯ベルやセンサーライトの取り付けや門灯・玄関灯の点灯、インターホンを設置することも効果的です。
- ★夜は早目に戸締りをして、寝る前にもう一度戸締りを確認しましょう。
- ★窓の下や壁際等に足場に利用されるような箱や台などを置かないようにしましょう。
- ★安易に合かぎをポストなどに隠したりせず、それぞれ個人が保管しましょう。
- ★多額の現金を置かないようにしましょう。預金通帳と印鑑は別々に保管しましょう。

ストーカー被害、過去最多!

ストーカー被害に悩んでいるあなたへ!! ひとりで悩まないで直ぐに相談を!

平成25年中の全国におけるストーカー事案認知件数は、21,089件で、前年に比べ1,169件(5.9%)増加し、平成12年のストーカー規制法施行後最多となっています。本県は1,141件で、前年に比べ341件(42.6%)増加しています。これは、ストーカーに対する関心が高まり、被害者からの相談が増加したものとみられています。

ストーカー行為とは?

恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する恨みなどの感情から、次の8つの行為を反復して行うことをいいます。殺人事件まで発展するケースもあり、深刻な社会問題となっています。

- 1 つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け
- 2 監視していると思わせるような事項を告げる行為
- 3 面会・交際等の義務のない行為の要求
- 4 粗野又は乱暴な言動
- 5 無言電話、連続電話、連続電子メール(ファクシミリを含む)
- 6 汚物などの送付
- 7 名誉を害する事項を告げる行為
- 8 性的羞恥心を害する事項を告げる行為

対策!

- ◎意に沿わない誘いには、曖昧な態度を示さず、断固拒絶する。
- ◎送り主が不明な届け物は受け取りを拒否し、返送する。
- ◎異常を察知したときは、できるだけ早く警察などに相談する。
- ◎相手に生活パターンや個人情報等を知られないようにする。
 - ・電車に乗る時間や車両を変える。
 - ・厚手のカーテンで部屋の内部が見えないようにする。
 - ・ドアや窓のカギは頑丈なものを、確実に施錠する。
 - ・郵便物等の書類を捨てる場合は、裁断するなど個人情報の扱いに注意する。
- ◎ストーカーの被害状況を細かくメモするなど記録化する。
- ストーカーに関する相談については、最寄りの警察署の生活安全担当課又は相談窓口へ!



いつもの点検・確認 今日戸締り 大丈夫!

NO「脱法ドラッグ」！ 指定薬物の所持・使用等は禁止されています。買わない、使わない、かかわらない！

最近、店舗やインターネット上で、「合法ハーブ」等と称する商品が販売されており、こうした商品を使用した人が、意識障害、おうと、けいれん、呼吸困難等を起こして、死亡や重体に陥る事件が多発しています。

流通している脱法ドラッグには、覚醒剤、麻薬、大麻などの薬物と同じ作用を有する成分を含む商品が多く、薬物名の表記もなく、何が入っているか分からず大変危険です。また、合法と称して販売する商品の中にも、麻薬や指定薬物等の違法な薬物が含まれていることもありますので、絶対に購入しないで下さい。

指定薬物の取締強化 薬事法の一部改正 ～平成26年4月1日施行～

薬事法の指定薬物について、
「所持」「使用」「購入」「譲受け」
が新たに禁止され、違反した場合は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられます。

合法と称して販売し、麻薬や指定薬物等違法な薬物であった商品例



商品名：「Blue Majic」(液体)

麻薬である「通称名：MDPV」が検出され、麻薬及び向精神薬取締法違反(営利目的共同所持)で検挙



商品名：「DIAMOND Rush」(白色粉末)

指定薬物である「通称名：4FMP」が検出され、薬事法違反(販売目的陳列)で検挙



商品名：「ANARCHY Spider」(植物片)

指定薬物である「通称名：APICA」等が検出され、薬事法違反(販売目的陳列)で検挙

不法就労防止にご協力下さい！

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。外国人を雇用する際には、必ず在留カード等を確認する必要があります。

不法就労とは？

- 不法入国者、不法残留者等が就労
- 就労を認められていない在留資格の人が
 - ・ 資格外活動の許可を受けているものの許可された活動の範囲を超えて就労
 - ・ 資格外活動の許可を受けずに就労
- 就労を認められている在留資格の人が、その資格で認められている範囲を超えて就労



就労が認められていない在留資格での資格外活動許可

「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可**を受ければ、許可された範囲内で就労することができます。ただし、資格外活動許可を受けていても、就労時間や風俗営業等での就労に制限があるので注意が必要です。

罰則～就労が認められていない外国人を雇用したり、その雇用を斡旋すると「出入国管理及び難民認定法違反(不法就労助長罪)」に問われ、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらの併科」という罰則の適用を受けます。



事業主・雇用主の皆さんへ！

- 外国人を雇用する場合は、必ず在留カードやパスポート等で在留資格・在留期限を確認しましょう。
- 外国人が留学生の場合は、資格外活動許可の有無や許可された活動内容を確認しましょう。

特殊詐欺被害額 3億円を超える！

(福岡県の被害実態 平成26年1～3月末現在)

本県の本年3月末現在の特殊詐欺の被害件数は、52件で前年同期と比べ4件減少していますが、被害額は3億1,376万円で、1億322万円と大幅に増加しています。手口別では、架空請求が25件(被害額1億9,525万円)と最も多く、次いで、株や金融商品の購入を呼びかける詐欺が16件(被害額7,984万円)となっています。



【特徴的傾向】

- 3月に入り、被害件数、被害額とも急増している。
- 3月に入り、有料サイト利用料金名目(6件)、ダイヤモンド購入名目(4件)、ロト6名目(4件)が増加している。
- 騙し取った現金を宅急便やレターパックで受け取る「送付型」は23件で、全体の44%を占めている。
- 被害者の50%が65歳以上の高齢者で、56%が女性である。

被害者からの聞き取り結果

- 被害者の約7割が特殊詐欺の手口を知らなかった。
- 被害者の約2割が、声かけされた時の対応要領について指示があった。(主な指示内容)
 - ・ 財産整理のため定期を解約するということ
 - ・ 警察が動いているから誰にも何も言わない
 - ・ 家の改築費用に必要ということ
 - ・ 何も答えない、話したらいけない

最近の事例からみた防犯ポイント

- 「レターパック・宅配便で現金を送れ」は、詐欺
- 知らない電話は、出ない・受けない・話さない
- 「ロト6の当選番号を教える」は、詐欺
- 「お金を払えば、警察に逮捕されない」は、詐欺
- 「警察沙汰になる」「裁判になる」などと言われたら、すぐに家族や警察等に相談を！

風俗営業等 営業者のみなさんへ!
少年の健全育成にご協力を!!



18歳未満立入禁止表示を見やすい場所に表示しましょう。



営業所で18歳未満の少年に客の接待をさせる業務に就かせると違反です。18歳未満の少年を客として立ち入らせることも禁止されています。



ゲームセンターについては風営法・条例により規定の時間を超えて、客として立入らせないようにしましょう。



未成年者にたばこやお酒を提供したり、灰皿を貸与することは違反となります。

少年指導委員の活動をご存知ですか?

少年指導委員は、「風営法」の規定により、福岡県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な環境から守るため

- 風俗営業の営業所等に対する立入り及び助言、協力要請
- 少年補導 ●少年相談 ●被害少年に対する援助

などの活動を行っています。ご理解、ご協力をお願いします。

6月は「環境月間」
6月5日は「環境の日」です!
ゴミの不法投棄はやめましょう!



ふっけい君

6月5日は、国連の「世界環境デー」です。これは、昭和47年(1972年)にストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、日本の提案により同会議で決定され、同年12月の国連総会で決議されたものです。

日本では、「世界環境デー」にちなんで、環境基本法により、6月5日を「環境の日」と定め、また、福岡県では6月を「福岡県環境月間」として、県民の環境問題に対する関心を高めるとともに、環境保全意識の啓発に努めています。

環境省は、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの1週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と定め、廃棄物の不法投棄撲滅を呼びかけています。

◎福岡県警では、県や各市町村等と協力し、産業廃棄物の不法投棄事件だけでなく、一般家庭から出されるごみの不法投棄や不法焼却事件についても取締りを強化しています。

～家庭のごみは、居住地の市町村のルールに従って処分しましょう。～



地域の力
頑張っています

防犯ボランティア団体の紹介
(ペンリレー)



◎団体名 門司区高校生ボランティア団体
◎活動地区 北九州市門司区内
◎活動内容等 私たちは、平成24年3月5日に門司区が安全で安心して生活できる街になるように願って発足しました。
主な活動は
●自転車通学の防犯診断
●警察と協働した防犯キャンペーンなどを行っています。
特に同年代の性犯罪の防止には力を入れて活動しており、警察と一緒にJR利用者を対象に駅や列車内で被害防止の呼びかけを行っています。また、私たち自身も被害に遭わないよう積極的にSDE(自主防衛教育)に取り組んでいます。これからも若い私たちの力で門司区を安全で安心な街にしていきたいと思っております。
皆様も暖かい目で見て守ってください。ご支援をよろしくお願いいたします。



◎団体名 安心安全でいきよう隊
◎活動地区 大牟田市
◎活動内容等 私たちの団体は、大牟田市唯一の大学である帝京大学学生22名が、学生の視野を広げ規範意識の向上を図り、地域との交流を深める中で、思いやりの心と優しさを持った優秀な人材を社会に送り出すことを目的として、平成24年2月に結成しました。
主な活動は、
●毎日25日に大牟田警察署、地域ボランティアと協働で行う夜間パトロール(オペレーション25)
●偶数月の15日に金融機関おける振り込め詐欺被害防止キャンペーン
●毎月数回、市内巡回パトロール
今後も警察署等と協力し、新たな活動を計画していきたいと思っております。

